

事業者の名称		社会福祉法人あかね会
サービスの種類		介護予防福祉用具貸与
事業所	名称	福祉用具 あかね会
	所在地	高岡市鷺北新 185番地
	介護保険事業所番号	1670202769
廃止の届出を受理した年月日		令和4年10月29日

事業者の名称		社会福祉法人あかね会
サービスの種類		特定介護予防福祉用具販売
事業所	名称	福祉用具 あかね会
	所在地	高岡市鷺北新 185番地
	介護保険事業所番号	1670202769
廃止の届出を受理した年月日		令和4年10月29日

富山県告示第423号

指定居宅サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者から同法第75条第2項の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第78条の規定により公示する。

令和4年12月21日

富山県知事 新 田 八 朗

事業者の名称		ライフ株式会社
サービスの種類		特定福祉用具販売
事業所	名称	福祉用具レンタルあいの風
	所在地	高岡市野村1548番1
	介護保険事業所番号	1670201936
廃止の届出を受理した年月日		令和4年10月29日

事業者の名称		社会福祉法人あかね会
サービスの種類		福祉用具貸与
事業所	名称	福祉用具 あかね会
	所在地	高岡市鷺北新 185番地
	介護保険事業所番号	1670202769
廃止の届出を受理した年月日		令和4年10月29日

事業者の名称		社会福祉法人あかね会
サービスの種類		特定福祉用具販売
事業所	名称	福祉用具 あかね会
	所在地	高岡市鷺北新 185番地
	介護保険事業所番号	1670202769
廃止の届出を受理した年月日		令和4年10月29日

~~~~~  
**公 告**  
 ~~~~~

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

令和4年12月21日

富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
中新川郡舟橋村東芦原67番1、68番1及び416番の一部	同 左	道 路 公 園 下 水 道	富山市根塚町一丁目 3番6号	有限会社アーバンプランニング

令和4年度富山県井波木彫刻技能審査の実施

令和4年度富山県井波木彫刻技能審査を次のとおり実施する。

令和4年12月21日

富山県知事 新 田 八 朗

1 等級の区分

1級及び2級

2 審査の期日及び場所

(1) 期日 令和5年2月6日(月)及び同月7日(火)の2日間

(2) 場所 南砺市井波 700番地の 111

井波木彫刻工芸高等職業訓練校

3 審査の方法

学科試験及び実技試験(写生及び彫刻)

4 受験申請先

井波彫刻協同組合(〒932-0226 南砺市北川 733番地)

5 その他

詳細については、井波彫刻協同組合(電話0763-82-5179)に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和4年12月21日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

コストコホールセール射水倉庫店 射水市上野1001番

2 店舗を設置する者 コストコホールセールジャパン株式会社**3 変更事項**

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) (仮称) コストコホールセール射水倉庫店

射水市上野(小杉インターパーク事業) 地内

(変更後) コストコホールセール射水倉庫店 射水市上野1001番

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) コストコホールセールジャパン株式会社 神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目1番4号 代表取締役 ケン・テリオ

(変更後) コストコホールセールジャパン株式会社 千葉県木更津市瓜倉361番地(金田西2街区2画地) 代表取締役 ケン・テリオ

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) コストコホールセールジャパン株式会社 神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目1番4号 代表取締役 ケン・テリオ

(変更後) コストコホールセールジャパン株式会社 千葉県木更津市瓜倉361番地(金田西2街区2画地) 代表取締役 ケン・テリオ

4 変更の日 平成27年8月22日 ほか

5 変更の理由 (1)店舗名称及び所在地を決定したため
(2)(3)法人の所在地を変更したため

6 届出の日 令和4年12月9日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課

8 縦覧期間 令和4年12月21日から令和5年4月21日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所(法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名)

(2) (1)の事項の公表の可否

- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和4年12月21日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

協同組合入善ショッピングセンター 下新川郡入善町櫛山1336番地

2 店舗を設置する者 協同組合入善ショッピングセンター

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）福島 三郎 ほか20

（変更後）道原 英克 ほか17

4 変更の日 令和4年3月31日ほか

5 変更の理由 小売業者の退店並びに出店があったため

6 届出の日 令和4年11月29日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課

8 縦覧期間 令和4年12月21日から令和5年4月21日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

農地を利用する権利の設定の裁定

下記農地について、農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、利用権を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和4年12月21日

富山県知事 新 田 八 朗

1 農地の所在等

所在及び地番	地目	面積（㎡）
氷見市柿谷110番	田	3,377

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
利用権	令和5年3月31日	5年	50,655円

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人 富山県農林水産公社 理事長 山本 修
富山市舟橋北町4番19号

4 農地の所有者等の情報

登記名義人 濱田 あやの

5 補償金の支払の方法

当該農地を利用する権利の始期までに富山地方法務局高岡支局に供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は富山地方法務局高岡支局において、補償金の還付を受けるこ

とができる。

農地を利用する権利の設定の裁定

下記農地について、農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、利用権を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和4年12月21日

富山県知事 新 田 八 朗

1 農地の所在等

所在及び地番	地目	面積（㎡）
中新川郡上市町女川32番	田	2,998
中新川郡上市町女川51番	田	2,298

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
利用権	令和5年3月31日	6年	3,168円

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人 富山県農林水産公社 理事長 山本 修
富山市舟橋北町4番19号

4 農地の所有者等の情報

登記名義人 高嶋 宗次

5 補償金の支払の方法

当該農地を利用する権利の始期までに富山地方法務局に供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は富山地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。

農地を利用する権利の設定の裁定

下記農地について、農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、利用権を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和4年12月21日

富山県知事 新 田 八 朗

1 農地の所在等

所在及び地番	地目	面積（㎡）
富山市婦中町小倉4番	田	4,391

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
利用権	令和5年3月31日	6年1月	103,536円

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人 富山県農林水産公社 理事長 山本 修
富山市舟橋北町4番19号

4 農地の所有者等の情報

登記名義人 藤井 良二

5 補償金の支払の方法

当該農地を利用する権利の始期までに富山地方法務局に供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は富山地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。

農地を利用する権利の設定の裁定

下記農地について、農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、利用権を設定する裁定をしたの

で、同法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和4年12月21日

富山県知事 新 田 八 朗

1 農地の所在等

所在及び地番	地目	面積 (㎡)
富山市婦中町浜子1277番	田	2,640
富山市婦中町浜子1360番	田	661
富山市婦中町浜子1379番	田	4,585
富山市婦中町浜子1382番	田	3,657
富山市婦中町浜子1400番	田	3,054

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
利用権	令和5年3月31日	5年	528,320円

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人 富山県農林水産公社 理事長 山本 修
富山市舟橋北町4番19号

4 農地の所有者等の情報

登記名義人 田中 敏子

5 補償金の支払の方法

当該農地を利用する権利の始期までに富山地方法務局に供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は富山地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。